

ドリームライン定期預金（上乗せ金利定期預金）

（2019 年 9 月 1 日現在）

1. 商品名と概要	ドリームライン定期預金（上乗せ金利定期預金） 公的年金等のお受取りをご指定いただいている方の定期預金、退職金または特別金利定期預金「ファーストキープ」の満期資金による定期預金を、満期まで上乗せ金利でお預かりいたします。																
2. ご利用いただける方	- 当庫に公的年金等のお受取りをご指定いただいている方または新規・変更手続きを済まされた方で、年金が指定口座へ 1 年以内に振り込まれる方 - 満 60 歳以上の方で、当庫に公的年金等の受取口座の指定をご予約いただける方 - 年金指定の対象となる年金には、公的年金だけでなく、企業年金（有期年金）も含まれます。 - 公的年金等のお受取りをご指定されていない方の退職金のお預け入れ - 公的年金等のお受取りをご指定されていない方の特別金利定期預金「ファーストキープ」の満期資金のお預け入れ																
3. 期間	1 年																
4. お預け入れ方法																	
(1) お預け入れ方法	- 一括してお預け入れいただきます。 - 店頭のみのお取扱いとなります。 ＊ ダイレクトバンキングおよび A T M によるお取扱いはできません。																
(2) お預け入れ金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">取扱区分</th><th>預金種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">公的年金等のお受取りをご指定いただいている方</td><td>100 万円以内</td><td>スーパー定期</td></tr> <tr> <td>100 万円超 1,000 万円未満</td><td></td></tr> <tr> <td>1,000 万円以上</td><td>大口定期</td></tr> <tr> <td rowspan="2">公的年金等のお受取りをご指定されていない方 ・退職金のお預け入れ ・特別金利定期預金「ファーストキープ」の満期資金のお預け入れ</td><td>100 万円以上 1,000 万円未満</td><td>スーパー定期</td></tr> <tr> <td>1,000 万円以上</td><td>大口定期</td></tr> </tbody> </table> ＊ 「ファーストキープ」の満期資金による預け入れの場合、ご利用可能額は、「ファーストキープ」の満期額までとなります。		取扱区分		預金種類	公的年金等のお受取りをご指定いただいている方	100 万円以内	スーパー定期	100 万円超 1,000 万円未満		1,000 万円以上	大口定期	公的年金等のお受取りをご指定されていない方 ・退職金のお預け入れ ・特別金利定期預金「ファーストキープ」の満期資金のお預け入れ	100 万円以上 1,000 万円未満	スーパー定期	1,000 万円以上	大口定期
取扱区分		預金種類															
公的年金等のお受取りをご指定いただいている方	100 万円以内	スーパー定期															
	100 万円超 1,000 万円未満																
	1,000 万円以上	大口定期															
公的年金等のお受取りをご指定されていない方 ・退職金のお預け入れ ・特別金利定期預金「ファーストキープ」の満期資金のお預け入れ	100 万円以上 1,000 万円未満	スーパー定期															
	1,000 万円以上	大口定期															
(3) お預け入れ単位	1 円単位																
5. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。																

6. 利息											
	(1) 適用金利	当庫とのお取引内容および預入金額に応じて、以下のとおり上乗せ金利を適用します。									
		取扱区分			店頭表示金利への上乗せ金利						
		公的年金等のお受取りをご指定いただいている方	100 万円以内	+ 年 0.5 %							
			100 万円超	+ 年 0.3 %							
		公的年金等のお受取りをご指定されていない方	・退職金のお預け入れ ・特別金利定期預金「ファーストキープ」の満期資金のお預け入れ	100 万円以上	+ 年 0.1 %						
	(2) 利払い方法	満期日以後に一括して利払いいたします。									
	(3) 計算方法	付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算を行います。									
7. 税金		20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%・地方税 5%） * 復興特別所得税が付加されることにより、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。 * マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。									
8. 手数料		――									
9. 付加できる特約条項		個人のお客さまは以下のお取り扱いができます。									
	当座貸越	- 自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになること。当座貸越といいます。）を利用することができます。 - 総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の 90%（千円未満切り捨て）または 300 万円のうちいずれか少ない金額とします。 - 貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に 0.50%を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には定期預金利率の低い方から適用されます。									
10. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い		満期日前に解約（中途解約）する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻しいたします。 <table><tr><td>中途解約日までの預入期間</td><td>中途解約利率</td></tr><tr><td>6 か月未満</td><td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率</td></tr><tr><td>6 か月以上 1 年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr></table>				中途解約日までの預入期間	中途解約利率	6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率	6 か月以上 1 年未満	約定利率×50%
中途解約日までの預入期間	中途解約利率										
6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率										
6 か月以上 1 年未満	約定利率×50%										
11. 預金保険制度		この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1 預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本 1,000 万円までとその利息）で保護されます。									
12. 金利情報の入手方法		店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。か、窓口にお問い合わせください。									

〔商品概要説明書〕

13. 商品に関するお問い合わせ	フリーダイヤル：0120-1919-62 受付時間 平日 午前9時～午後5時
14. 苦情処理措置（ろうきんへの相談）	ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：東北労働金庫 お客様相談窓口】0120-1915-62 受付時間 平日 午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https:// www.tohoku-rokin.or.jp
15. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	・ 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお問い合わせください。 ・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時
16. その他参考となる事項	・ 上乗せ金利幅は、毎年3月1日・9月1日に見直しを行います。 ・ 満期継続時には、その時点の店頭金利および上乗せ金利幅が適用されます。

東北労働金庫